

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
10	井上 保（17）	<p>1. 富士市まちづくりにおける包括予算制度導入について</p> <p>富士市ではまちづくり活動推進計画第2次実施計画を策定し、平成29年度からその具体的な取り組みを進めている。</p> <p>当初、基本計画において、包括的補助金制度の導入検討の取り組みが行われ、第2次実施計画においては、まちづくり協議会の基盤強化を目標に財政支援として、まちづくり協議会に一定の裁量のある補助金制度導入、まちづくり協議会活性化補助金への追加項目の検討といった具体的な取り組みがうたわれている。</p> <p>一方、議会においても、一般質問でこれまでに地域自治の拡充、強靱化のために、使途を問わない「一括交付金」の導入などの提言がなされてきた。</p> <p>これまでの行政から各地区への補助金の交付のあり方を見直し「包括的予算制度」の導入が検討されてきたが、その狙いとは何か。検討の結果、導入に向けた進捗状況はどうか。その状況を踏まえ、地区に対する行政の財政的支援を今後どのように進めていく考えか。以下質問する。</p> <p>(1) 包括的補助金制度導入の検討の狙いについて</p> <p>(2) 包括的補助金制度導入の進捗状況について</p> <p>(3) 包括的補助金制度導入の検討において包括化に当たって問題となった補助金とその問題点について</p> <p>(4) 包括的補助金制度導入の今後の見通しについて</p> <p>(5) 「一括交付金制度」に対する考えについて</p>	市長 及び 担当部長

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
11	太田 康彦（29）	<p>1. 「サル化する現代社会」におけるまちなか再生の意義について</p> <p>富士市は、本年3月、富士市集約・連携型都市づくり推進戦略を策定し、立地適正化計画と市街化調整区域の土地利用方針の2つの柱で、人口減少や高齢化が進んでも暮らしの質が低下しない都市づくりが始まりました。</p> <p>立地適正化計画は、「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを目指す制度であり、基本方針の第一として魅力ある拠点の形成、すなわち、まちなか再生が挙げられています。</p> <p>さて、京都大学の山極寿一総長は、現代人の行動やコミュニケーションのあり方に対し、「サル化する現代社会」との警鐘を鳴らし、次のように述べています。「もともと人間は会うことでお互いの信頼関係を高め、維持してきたわけですが、今は会うことそのものが省略されるようになっている。（中略）集団のために個が奉仕するような行為が減って、むしろ個を高めるために集団がある。つまり、個人が重要視されるような社会的傾向になってきた。これが私が『サル化する現代社会』と考えた理由です。」</p> <p>このような視点に立って、改めてまちなか再生を考える中で、以下、質問してまいります。</p> <p>初めに、まちなか居住の促進について</p> <p>(1) 居住誘導の施策として、まちなか居住が進められてきましたが、その目的と検証の結果について伺います。</p> <p>(2) まちなかU-40は計画期間をもって終了します。集約・連携型都市を目指す上で、将来に向けて「まちなか居住」の推進施策をどのように考えていくのか伺います。</p> <p>まちなか再生に向けての取り組みとして、リノベーション勉強会やまちなかLabo等、まちなか活用事業が進められています。</p> <p>特に、リノベーションまちづくりでは、本年3月、ふじのふもとまちづくりファンドが設立され、民間主体のリノベーションまちづくりに対する支援が開始されました。</p> <p>そこで、中心市街地の活性化について伺います。</p> <p>(3) 吉原商店街では、リノベーション手法による老朽ビルの再生事例が幾つか見られるようになっていきます。このような商店街での新たな動きをどのように捉えていますか。</p> <p>(4) リノベーションまちづくり勉強会や委託事業を行ってきていますが、これまでの取り組みで得られたこと、今後の展開について伺います。</p> <p>(5) まちづくりファンドのスキームの中では、地方公共団体の役割は「まちづくりに関する計画等の実現に資する支援等」とされますが、公民連携のあり方について伺います。</p> <p>今年6月、都市の多様性とイノベーションの創出に関する懇談会が都市再生のあり方を取りまとめ、国土交通大臣</p>	市長 及び 担当部長

順位	氏名（議席）	発 言 の 要 旨	答 弁 者
1 1	太田 康彦（29）	<p>に提言しています。この提言を受け「居心地が良く歩きたくなるまちなか」をキーワードとして、人中心のまちなかづくりが始まります。</p> <p>(6) 国土交通省は令和2年度予算概算要求として「まちなかウォークブル推進プログラム」を盛り込み、既に、ウォークブル推進都市に160団体（8月26日現在）の賛同を得ています。静岡県内では、9月10日時点で11市が名を連ねていますが、富士市での検討状況はいかがでしょうか。</p> <p>(7) 都市の再生に偶然の出会いやリアルなつながりを生む都市空間、都市機能の必要性が言われています。富士市での取り組みの可能性について伺います。</p> <p>(8) 人が出会うことの大切さ、SNS等ではなくリアルなつながりを提供する空間がまちなかにほかならないと考えますが、人間社会における、まちなかの意義についての考えを伺います。</p>	市長 及び 担当部長

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
12	山下いづみ（19）	<p>1. 富士の戦争史跡を後世に残すことについて</p> <p>毎年、富士市戦没者追悼式がとり行われている。富士市の太平洋戦争までの英霊数は3697柱、遺族世帯数は932世帯です。戦後74年がたつ中で、戦後生まれが8割になり、戦争体験者がわずかとなった今日、戦争の記憶を伝える人たちも少なくなってきた。</p> <p>富士市では、市民が主体となって、平和のための富士戦争展、平和を学ぶ講座、戦争遺跡を巡るバスツアーが行われている。今年8月に開催された、夏休み親子で参加、富士の戦争遺跡を巡るバスツアーでは、中丸の中国人殉難者慰霊碑、森下の開拓記念碑、水戸島の大芝裁縫女学校跡、中島の抑留犠牲者慰霊碑、岩本の燃料庫の洞穴、久沢の一乗寺（学童疎開を受け入れた寺）をめぐった。このように戦争の傷跡は富士市内のさまざまな場所に残されている。</p> <p>今日、私たちが平穏に暮らすことができるのは、とうとい犠牲により培われたことを肝に銘じ、恒久平和を誓い、そして、平和教育の一環として、富士市の戦争史跡の記録を残すことが肝要であると考えます。</p> <p>そこで、以下4点について質問をする。</p> <p>(1) 富士市内の戦争史跡はどのようなものがあるのか。それらの場所にわかりやすいよう看板などを設置してはどうか。</p> <p>(2) 愛宕山室野地区地下ごうは昭和61年に調査を行っているが、岩本の燃料庫の洞穴を調査したことがあるのか。</p> <p>(3) 富士市内の戦争史跡を記す資料は整理されているのか。後世に残すべくガイドブックを作成してはどうか。</p> <p>(4) 平和のための富士戦争展や歴史民俗資料館の戦争とくらしコーナーで展示される実物資料、写真、パネル等はどこに保管されているのか。</p> <p>2. 成年後見制度の利用促進に向けて</p> <p>認知症、知的障害、精神障害などで判断能力が十分でない人たちが安心して生活ができるよう、財産の管理、日常生活を法的に保護し支援する成年後見制度が平成12年から始まった。しかし、国が示すように、成年後見制度は判断能力が十分でない人たちを支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていない。</p> <p>そこで、成年後見制度の利用の促進に関する法律が平成28年4月15日に公布され、同年5月13日に施行された。そして、平成29年3月24日に成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定された。</p> <p>富士市では平成26年に静岡県初の富士市成年後見支援センターを開設し、成年後見制度相談事業、成年後見制度利用支援事業、成年後見制度普及事業、市民後見人の養成と活動支援等に取り組んでいる。成年後見制度は日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合い、個人の権利擁護を担うこ</p>	市長 及び 担当部長

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
12	山下いづみ（19）	<p>とができる重要な制度である。2025年には団塊の世代が75歳以上を迎え、成年後見制度の需要が増加すると見込まれている。</p> <p>そこで、以下3項目6点について質問をする。</p> <p>(1) 富士市成年後見支援センターの役割は何か。職員数は。</p> <p>(2) 申し立ての種類は。市内総申し立て件数と首長申し立て件数は。</p> <p>(3) 成年後見制度利用促進計画の策定について</p> <p>① 成年後見制度利用促進計画の策定はどのようになっているか。</p> <p>② 中核機関の設定場所、内容はどう考えているのか。</p> <p>③ 個々に合った後見人がつくように、ケース方針会議を設けて後見人候補者を推薦することも重要だと考えるがどうか。</p> <p>④ 社会福祉士が働きやすい土壌づくりが必要と考えるがどうか。</p>	市長 及び 担当部長

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
13	吉川 隆之（2）	<p>1. 自転車専用通行帯について</p> <p>近年、歩道上での歩行者と自転車の接触事故が増加している中、改正道路交通法が平成27年6月に施行され、自転車の車道通行など道路における歩行者と自転車の分離が求められ、歩行者の安全確保と自転車の安全性及び快適性の向上を目的として、静岡県富士土木事務所により整備された県道鷹岡富士停車場線の富士本町交差点から中島新道町交差点間に自転車専用通行帯が設置され、平成30年1月22日より供用開始となり、その区間だけ歩道と道路の間の縁石の道路側につくられている。</p> <p>この自転車専用通行帯がある道路区間では、自転車は進行方向の左側の専用通行帯の通行が義務づけられ、歩道や車道の通行はできないことになっている。また、原則、左折時を除き自転車以外の原付、バイク、自動車は自転車専用通行帯を通行できず、駐車も禁止となっている。</p> <p>こうした状況下、自転車専用通行帯の交通規制の認知は、いまだ徹底されていないことの証左として自転車と自動車の出会い頭の事故が多発している。事故減少に向けての施策が必要でないかとの判断をもとに、以下、3点について質問、回答を願いたい。</p> <p>(1) 自転車専用通行帯について</p> <p>県道鷹岡富士停車場線の富士本町交差点から中島新道町交差点間に設けられた自転車専用通行帯は、高校生の自転車通学の安全確保を狙いにした実証実験的要素が強いが、県事業の取り組みである自転車専用通行帯について、市当局は、どのような判断をしているのか。「安全確保に効果あり」と判断するならば、自転車通学に利用されている市内の主要市道に採用してはどうか。</p> <p>(2) 自動車と自転車の接触事故について</p> <p>近年、JR富士駅と県立富士高校までの区間において、側道から県道鷹岡富士停車場線に出る自動車と富士駅方面から北に走行している自転車との事故が多発している。自転車の場合、JR富士駅より富士本町交差点までが車道、富士本町交差点から中島新道町交差点が自転車専用通行帯を走行、そして中島新道町交差点からは車道走行なのか、それとも歩道も走行してよいのか、自転車関係法令の指示があやふやになるため自転車利用の学生及び大人の方も出会い頭の事故が多発している。</p> <p>交通ルールの複雑さを避けて交通事故防止を図るためには、このまま自転車専用通行帯を延長、あるいは現在の歩道を自転車専用と歩道とに分ける方法があるか考えるがいかがか。</p> <p>(3) 自転車専用通行帯設置方法について</p> <p>県道鷹岡富士停車場線の富士本町交差点から中島新道町交差点間の自転車専用通行帯は歩道の縁石の道路側にある</p>	市長 及び 教育長 担当部長

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
13	吉川 隆之（2）	<p>が、縁石の歩道側にされたほうが安全と思われるが、いかがか。</p> <p>2. 次代を担う小中学生の防災・減災意識の涵養に向けての提案について</p> <p>近年、東海地震の被害想定を大きく上回る巨大地震の南海トラフ地震発生リスクが高まり、当局、そして市民も新たな視点からの防災・減災対策の取り組みが急務となっている。</p> <p>こうした中、私が所属する会派、凜（りん）の会は7月に兵庫県神戸市にある阪神・淡路大震災記念館の人と防災未来センターを視察。この、人と防災未来センターは兵庫県が国の支援を受けて平成14年4月に誕生させたもので、運営は公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構が担っている。</p> <p>平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災について、CG（computer graphics）を駆使した映像や模型、資料で伝えているほか、実践的な防災研究や防災人材育成にも取り組んでいる。</p> <p>阪神・淡路大震災で何が起こったのかを疑似体験することによって防災・減災の知恵や知識を習得でき、災害に強いまちづくり、地域づくり、そしてみずからの生命・財産はみずから守る、その防災・減災の基本も習得できる内容である。</p> <p>この視察を通して、人と防災未来センターの機能を次代を担う富士市の小中学生の防災・減災意識の涵養に結びつけられないかとの思いを強く抱いた。その思いをもとに以下、2点を質問、回答を得たい。</p> <p>(1) 人と防災未来センターの教員視察について</p> <p>平日昼間に巨大地震が発生した際、地域に在住する小中学生には、人命救助を基軸に、そのパワー発揮が期待されている。これはまた学校現場における防災・減災教育を、どう強化していくかの課題とも言えよう。</p> <p>人と防災未来センターは、阪神・淡路大震災から得た貴重な教訓を世界共有の財産として後世に継承し、国内外の地震災害による被害軽減に貢献すること、及び生命のとうとさ、共生の大切さを世界に発信することを目的に設立されており、まずもって教育委員会が教員チームを編成して人と防災未来センターを視察、その成果を教育現場に生かしてはどうか。</p> <p>(2) 中学校修学旅行の見学コースに</p> <p>説明を受けた人と防災未来センターのスタッフは、学校の修学旅行や、自治会・町内会等の防災・減災研修で来館する方が多いと話された。</p> <p>富士市内の中学校の修学旅行先は伝統的に京都・奈良が主流となっているが、神戸市にある人と防災未来センターも関西方面であり、より意義のある、思い出に残る修学旅行とするために見学コースに組み込むことを教育委員会として各校にアプローチしてはどうか。</p>	市長 及び 教育長 担当部長

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
14	海野 庄三（15）	<p>1. 応募点数が減少の一途をたどる美術の市民芸術祭である「市展」の課題と今後について</p> <p>富士市の最上位計画で、平成23年度（2011年度）（注1）から令和2年度（2020年度）を計画期間とする、現在進行中の第五次富士市総合計画では、教育・文化行政について目指す都市像に「こころ豊かな市民文化を創造するまち」を掲げ、その具現手法の1つとして芸術文化活動への支援を上げている。</p> <p>また、平成25年度（2013年度）から令和2年度（2020年度）を計画期間とする富士市文化振興基本計画でも、基本目標を「こころ豊かな人を育てる文化のまち～人が文化を創り、文化が人を育てる～」とし、この基本目標を実現するための施策の方向性と事業のうち行政責務とする文化に親しむ機会の充実と発表の場の提供のトップ項目には富士市展（以下、「市展」という。）を置いている。</p> <p>ここに示した「市展」とは、規則により、その開催が定められている公募展で、目的は市民美術の創作、発表及び鑑賞の機会を提供し、もって市民文化の向上及び発展に寄与としている。</p> <p>部門は、絵画、工芸、写真、書道、彫刻などがあり、開催は6月から9月までの期間内、応募資格は16歳以上である。</p> <p>総じていえば、美術における市民芸術祭で、昭和41年（1966年）の富士市誕生以降、毎年開かれ、本年度で53回目の開催。富士市で最も権威のある美術作品の公募展とされ、都市としての文化活動の1つのバロメーターともされている。</p> <p>しかし、ここ10年間で各部門とも応募点数が減少の一途をたどっている。</p> <p>以下、「市展」の活性化を願うスタンスに立脚し、現状分析を踏まえながら4点を質問、回答を願いたい。</p> <p>(1) 美術の市民の文化活動は近年、「市展」で分類される絵画や工芸などの部門以外の活動もふえ、「活動の多様化も応募減少の一因」とされているが、ここ10年間の減少は、10年前の平成22年度（2010年度）の第44回展の応募総数525点を100とした場合、令和元年度（2019年度）の第53回展の331点は63でしかない。活動の多様化だけでは説明できない大幅な減少は、市展の存続に黄信号が点灯とも受けとめることができる。この憂慮すべき現状を、担当部署は、どのように捉えているのか。</p> <p>(2) 富士市は、社会教育分野からの文化やスポーツの振興を担う部署を教育委員会から市長部局に移行させたことを契機に2年前に、現状や課題に対して専門家や市民の声を受けとめる機関とする富士市文化芸術懇話会を立ち上げ、年2回から3回程度、会議を開いているが、懇話会に応募点数が大幅減少の「市展」の現状を報告、意見を求めたことがあるか。</p>	市長 及び 担当部長

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
14	海野 庄三（15）	<p>(3) 富士市は、教育委員会が市展事業を所管していた一時期、各部門の入賞作品を買い上げて保管、展示会も開いていたが、ここしばらく中断している。応募者にとって作品の買い上げ・保管・展示は名誉なことであり、応募意欲を駆り立てる機能も担っていたものと推測される。さらに、作品は後世に残すべき貴重な市民が築き上げた富士市の美術財産とも言えるものであろう。なぜ、中断したのか。これまで買い上げた作品の買い上げ総額と点数、その保管状況は、今、どうなっているのか。</p> <p>(4) 「市展」の活性化の一策として入賞作品の買い上げ・保管・展示を復活するに当たって、財源確保がネックとなるならば、平成2年（1990年）に創設、現在、文化団体などからの寄付5000万円余を含め6億6000万円余もの残高がある文化振興基金を、創設時の果実運用型の制度設計が超低金利時代によって崩壊していることも踏まえ、取り崩して充当してはどうか。</p> <p>（注1）公文書の年表記に関する規則（平成6年3月31日・規則3号）では、「原則として元号を用いるものとする」とされているが、本稿は元号が「昭和」「平成」「令和」と3つの時代にわたり、加えて応募点数増減の流れを容易に把握するため和暦と西暦の併記を採用した。</p>	市長 及び 担当部長